

子どもの権利条約



(目次)

- 国際関係 …… 2～3
- *アダム・ウォパトカ氏と懇親会
- *早稲田国際シンポジウムの報告
- 海外の動き …… 4～5
- *ジュネーブ・NGO会議報告 (平野裕二)
- 国内の動き …… 6
- *グループ紹介
- 子どものページ …… 7
- 会員の声ほか …… 8

題字イラスト/土田義晴

子どもの権利条約の批准の年 ——人権主体としての子どものために

子ども(政府訳は「児童」)の権利条約が国連で1989年に採択されてから早くも3年が経過しました。そして今年こそ、その国会承認の手続を経て、いよいよ批准される年となるでしょう。

●「児童」ではなく「子ども」で
この条約は、もういい古されたように、第2次大戦後の地球上の各国が、

1948年の世界人権宣言以来、社会的弱者の立場に置かれた者の人権保障を目的として、そのひとつとして、男性に対する女性の地位の向上のための「女性の差別撤廃条約」をつくり、もうひとつは、大人が保護する対象とし



↑アダム・ウォパトカ氏(次頁参照)

てではなく、子どもを人間として存在を認める、いいかえると、子どもを人間としての権利主体として認めようとするために、この「子どもの権利条約」をつくったのです。そのような、この条約のもつ歴史的な意義を考えれば、それは「児童の——」ではなく「子どもの——」というネーミングの条約とすべきなのです。

●国会で十分な審議を
ところが政府は「条約の締結権は内閣にある」といい、この条約の文章(訳文)や内容の意味についても、ほとんど国会では審議しないまま承認させ、それをもとにして批准しようとしているのです。

しかし、新しい国際的動向にそって従来の保護の児童観を変える施策を実現するためのこの条約を批准するためには、その前に、この条約の意義を国民に十分に知らせ理解を求めるようにし、国会では時間をかけて審議し、従来の国内法の改正が必要ならばそれを優先してやってほしいものです。

●ネットワークにのぞむこと
われわれのこのネットワークの組織とその力が、そうした方向に国会を動かす力であってほしいものです。

昨年、この条約を国連でつくった原動力となったポーランドのA・ウォパトカ氏が来日した際、かなり時間をかけて懇談をしました。そのなかで彼は、われわれの喜多明人代表や荒牧重人事務局長たちが、実によくこの条約がつけられた経過や各条文の趣旨などについて知っていることに驚き、また平野裕二くんが国連の子どもの権利委員会などに直接行って、すでにそこで有力な活躍をしていることを知っていたので「頼りになる日本人に会えてほんとうに嬉しい」といい残して帰国しました。

われわれは、そのような国際的な期待にも応えていかななくてはなりません。そのためには、このネットワークが、これまでのように「国際ネットワークづくり」と「情報・資料センター」として機能することを目的とするのには賛成ですが、もうひとつ、飛躍していただきたいものです。

それは、いま日本の各地にバラバラに存在する「子どもの権利条約」に関する市民運動の輪をつなぎ、大きな力に転換する運動の連帯の「核」としてのネットワークになってもらうことです。そのことを、ぜひネットワークの会員みなさんと検討してみてください。(顧問/永井憲一)

ポーランドはなぜ子ども権利条約を提案したのか ——来日したアダム・ウオパトカ教授に聞く

1992年11月16日、早稲田大学法商研究棟会議室において、ネットワー
ク関係者と来日中のアダム・ウオパ
トカ教授との懇談会が開かれた。

あらかじめウオパトカ教授にはネッ
トワーク側からの質問が提示されてお
り、前半は質問に応じた講演、後半は
質疑が行なわれた。本誌ではウオパ
トカ教授の主な発言を紹介するに留め、
詳細は『季刊教育法』93年春季号（エ
イデル研究所）を参照されたい。

ポーランドの条約提案理由について

質問の柱のひとつは「なぜポーラン

（ウオパトカ教授のプロフィール）

1928年ポーランド・シュラフチン生
まれ、65歳。ボズナン大学卒業後、195
8年法学博士、64～66年同大法・行政学
部長。76～85年までポーランド議院内立法委
員会議長、宗教省首席大臣（82～87年）を
経て、87～90年まで最高裁判所長官。現在
ポーランド科学アカデミー教授。法哲学・
政治学・人権分野の著作多数。

国連においては、78～83年まで人権委員
会ポーランド代表、79～89年の11年間、子
どもの権利条約草案の審議に当たった人権
委ワーキング・グループ議長。88年には人
権分野での功績が認められて国連賞を授与。

ドが条約を提案したのか」であったが、
この点について彼は次の6点をあげた。

① 子どもの権利宣言（1959年）

採択から20年たち、「今度は条約と
いう形で国際的に法的拘束力を持つ
文書を採用することによって、さら
に一步進んだ段階に踏み出すべき時
期に來た」こと。

② 「ポーランド政府は本条約の草案を
提出することによって、同国が人権
の促進と保護に積極的に関与してい
る国であることを示したかった」こ
と。

③ ポーランドは、「70年代に入って、
子どもの権利の促進と保護を目的と
する努力を先頭切って行なう国であ
ると自負するようにな」り、「上記
条約の草案を通じて、ポーランドが
子どもの権利を現実のものとしてき
た経験を世界中に広めたいと思っ
た」こと。

④ 「第1次世界大戦と第2次世界大戦
において、ポーランドの何百万人も
の子どもたちが命を失ったり、環境
の悪い労働に従事させられたり、医
療・教育・文化に対するアクセスを
奪われたりしてきたこと」や、「ヨ
ーロッパ中から集められてきた何百
万人ものユダヤ人の子どもがゲット

ーで殺されたという事実」を踏まえ
て、「ポーランド政府は、子どもの
権利条約が、このようなことが他の
ところで二度と起こらないようにす
るための有効な防波堤になると信じ
た」こと。

⑤ 「条約の草案を提出することによ
って、ポーランドが子どもに対する態
度の変化を促したいと思った」こと。
とくに、「子どもを単なるケアの客
体ではなく権利の主体としてとらえ
るという考え方を普遍的なものにし
たい」、「子どもの人権と尊厳の尊
重、子どもの自尊心の尊重、それか
ら一貫した身体的および精神的発達
に対する権利を統一的にとらえた
い」ためである。

⑥ ポーランド政府は、「70年代が東
西のイデオロギー対決の時代であ
り」、「その対決は、とくに人権の分
野において著しかった」ことを踏ま
え、「本条約の作成を促進させるこ
とによって、すべての国が一緒にな
って努力できるテーマを人権分野で
作りたい」かったこと。「政治的な対
決ではなく非政治的な原則に基づい
て協調できるようなことをしたい、
と思った」こと。

子ども観の転換と意見表明権

⑤の理由としてあげた「子どもに対
する態度の変化」について、ウオパ
トカ教授は、「このような子どもにとら
え方は、ポーランドの哲学者や教育界

の中でずっと発展してきたものである。
その中で第一に挙げられる人は、やは
りなんといつてもヤヌシュ・コ
ルチャック氏（7頁「基本用語」参照）だ
ろう」と述べる。

彼はコルチャックと条約との関係に
ついて、現在「ヤヌシュ・コルチャ
ック氏の遺産に関する国際委員会にお
いて活躍」しているポーランド元文部大
臣クベルスキ氏に条約草案作成過程で
「何度か相談を行なった」ことは認め
たものの、意見表明権の条項（条約12
条）の作成との直接的な関わりにつ
いては言明を避けた。しかし、本条がポ
ーランドの独自案であるとして以下のよ
うに述べる。

「こういう条項が入れられたのは、そ
れまでのポーランドの司法制度にお
いて、子どもの意見もその手続きの中
で聞かれることができるという仕組みに
なっていたためです。とくに13歳以上
の子どもは、自分の最善の利益に関わ
る問題に対しては必ず意見が聞かれな
ければならないという制度が確立して
いました」

なお、司法制度をめぐる最近の改革
について、彼は「実際の救済制度につ
いては、まずは裁判所に対して子ども
自身が訴えることができる。13歳以上
になれば直接訴えることができるし、
13歳未満の子どもも間接的に——親の
援助のもとに、または法的後見人の援
助を受けることによって——訴えるこ
とができる」と説明した。（喜多明人）

子どもの権利条約は北米・欧州型条約?!

1993・早稲田国際シンポジウムから

1993年1月8〜10日、早稲田大学国際会議場において「早稲田国際シンポジウム——現代化と教育改革」(主催・同シンポジウム組織委員会、委員長・鈴木慎一、早稲田大学教授)が開かれた。3つの分科会のうちひとつが「子どもの生活と権利」というテーマで、1月8日の午後、6人の提案者(日本2、中国カナダ、フィリピン、ロシア)により報告がなされ、討議された。とくに、カナダ・トロント大学教育学部教授のV・メイズマン女史の報告は、子どもの権利条約を痛烈に批判していたうえに注目値する。

条約は北米・ヨーロッパ中心のもの

メイズマン教授は、この条約は「北米・ヨーロッパ中心のもの」であり、「技術的・実用的発想をこえていない」とする。

たとえば条約28条(教育への権利)で教育が重視されるのは、「経済開発のための重視であり、この条約は、教育投資の素材としての子どもを尊重しているにすぎない」とする。条約5条(親の指導の尊重)も「西側の家族観を想定したものであり、多様性は尊重されているものの、発展途上国の子育て、保護のシステムについて充分な理

解がない」とする。とくに途上国における「コミュニティや民族の連携、大家族が子どもの保護に果たしている役割」が認められていないという。また、17条(マスメディアへのアクセス)にしても、「いったい地球上の何人の子どものマスメディアにアクセスできるのか」と西側中心主義を鋭く批判した。

途上国の子どもの権利保障の欠落

彼女は、以上のような条約をめぐる基本的論点を指摘しつつ、他方、途上国の子どもたちの権利の保障にとって条約上欠落している問題について次の4点をあげた。

- ① 環境破壊と子どもの権利
- ② 武器輸入の規制
- ③ 家長長制の問題
- ④ 途上国がかかえる債務の問題

彼女の報告の論調は「脱工業化社会での子どもたちの保護」、「近代化」批判の流れに位置するとみられるが、討論では、「近代化」人間中心主義批判が「人権・権利批判」につながる懸念も強く表明された。

日本では政府を中心に「条約」発展途上国のためのもの」とのキャンペーンがはられており、国際認識とのズレが痛感される。(喜多明人)

ウオパトカさん、東京デイズニーランドへ行く

「1日ガイド」を担当して

1992年11月17日、ウオパトカさんと東京デイズニーランドに行った話である。まず入口で、60歳以上の人は入場料が割引(4800円→4100円)であることに驚き、「歳をとっているということ得をしたのは初めてだ」といわれた。割引の理由が、歳をとった人が参加することが好ましくない、というよりも禁止されている乗り物が多数あったことで理解できた。

しかし、ウオパトカ氏とその友人(彼も63歳)は、ジェットコースターもどきのデイズニーランドの3大アトラクションにことごとく乗った。ビッグサングダー・マウンテン、スペース・マウンテン、それについて最近日産自動車が完成させたスプラッシュ・マウンテンのすべてに乗り、しかも、「ファンタスティック(すばらしかった)ー」と喜んでいたので、こんなに気持ちの若いおじいさんが日本に何人いるのだろう。

「これで全世界のデイズニーランドを制覇した」なんていっているの、で、どれだけ旅行したのかと聞くと、ソ連、ヨーロッパ、東欧、アメリカ、中国、韓国、インド、ベトナム、そして日本と、たくさん行っているらしい。「歳をとれば

あなたも私くらい旅行するよ」なんていわれてしまった。

日本はどこを旅行したのか聞いてみると、広島、京都、奈良、伊那、そして東京次の日には横浜を訪れている」と寸暇を惜しんで飛び回っている。広島には戦後すぐの廃墟を訪れたことがあるらしく、現在の開発・都市化ぶりには驚いているとのこと。私がびっくりしていると、

「ただの旅行者と勘違いしてもらっては困る。私は、京都の立命館大学に呼ばれてきているのだ。最大の目的は、日本の法律を学ぶことだ」と、気楽なことばかりいっている私をたしなめた。

ほぼ2か月日本に滞在しているとのことと聞き、なぜ奥さんと来なかったのかと聞くと、「妻はメディカル・ドクター(医者)で、毎日休みなく働いているはず。私が旅行に出ているのだから、妻は働かなければいけない」

足が棒になるほど歩き回り、気の遠くなるほど順番待ちの列に並び続け、私が疲れたという、彼らはあんまり疲れていない。「今日は、私たちの良きガイドになってくれてありがとう! とても楽しかった」とのおことばでした。(田中栄治)

世界で進むNGO連合への動き ——ジュネーブ・NGO会議報告

子どもの権利条約が国連で採択されたのをきっかけに、これまで子どもの権利の問題について活動を続けてきたNGO（7頁「基本用語」参照）が集まって連合体ないし連絡組織を結成しようという動きが活発になってきた。さらに一歩進んで、今度はそうした連合体の国際ネットワーク（国際的連合）を作ろうという動きも始まっている。

その第一段階として1992年12月10日から11日にかけてジュネーブのユニセフ欧州本部で開かれたのが「子どもの権利のための国内連合との協議」（Consultation with National Coalitions for the Rights of the Child）と題する国際NGO会議である。筆者も、日本でいくつかの団体に関わっている者として同会議に参加してきた。以下、そのときの模様を簡単に報告する。

* * *

同会議の開催を呼びかけたのは、子どもの権利条約のためのNGOグループというグループの国内連合小委員会（National Coalition Subgroup of NGO Group for the Convention on the Rights of the Child）である。このNGOグループとは、条約作成にあたってNGOの立場から意見・提案を

行なっているという趣旨で1983年に結成されたもので、現在も条約の実施の促進や実施状況のモニターなどの活動を続けている。

各国にできつつあるNGO連合の国際ネットワークを作ろうという動きは、1991年後半から本格化した。この年の11月、NGOグループ・国内連合小委員会は各国にどのような国内連合ができていくかに関する調査を実施。

翌1992年6月、ジュネーブで同小委員会の会議が開かれた。この会議には、スイスとアメリカの国内連合代表に加え、ユニセフと国連人権センター（7頁「基本用語」参照）からも関係者が出席している。

NGOグループの発足当初から積極的な支援を続けてきているユニセフは、国内連合が国際ネットワークを作ろうというのであれば、情報面・財政面での支援をする用意があることを言明。

国連人権センターの代表も、子どもの権利委員会に対する情報提供を効率化するという観点から国内連合が各国で結成されることへの期待感を表明した。

こうして国内連合による国際ネットワークの意義を確認した同小委員会は、さらに幅広い国のNGO連合に呼びかけて本格的なネットワーク作りに着手

しようという判断。こうして呼びかけられた今回の会議には、ぜんぶで14か国の連合体の代表が参加した。ヨーロッパから6か国（フランス・イスラエル・スロベニア・スウェーデン・イギリス・アメリカ）、ラテンアメリカから5か国（ブラジル・チリ・エクアドル・ジャマイカ・ニカラグア）、アフリカから2か国（エチオピア・ザンビア）、そしてアジアからは日本1か国である。

以下、いくつかの国の連合組織について、それがどのようなものであるかを簡単に紹介する（国名によるアイウエオ順、なお組織名称等は筆者仮訳）。

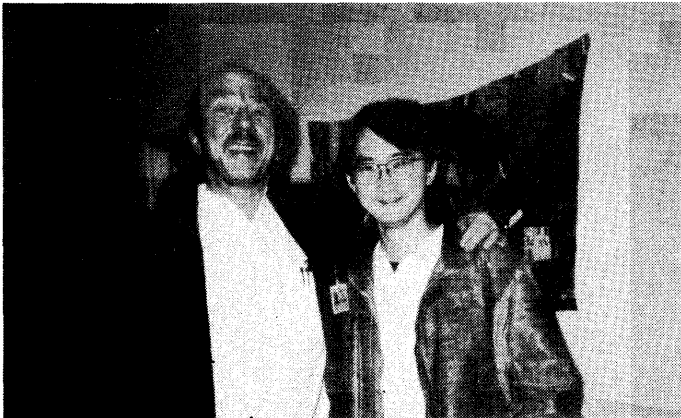
*アメリカ 子どもの権利のための全国委員会
1991年9月に発足、1992年から本格的な活動を開始した。加盟組織は40以上で、15団体の代表からなる執行委員会が最高決定機関である。代表は、パーデュー大学（インディアナ州）で子どもの心理的権利を研究しているスチュアート・N・ハート教授。

機関誌「子どもの権利レポーター」を発行しつつ、連邦政府に子どもの権利条約を批准させることを当面の目標にして活動している。ハート氏は、クリントン新大統領の誕生により条約批准への期待が高まっており、1年ないし1年半の間に批准するのではないかとの見込みを語ってくれた。

*イギリス 子どもの権利発展ユニット
1992年3月発足。正式な連合体ではなく、信託基金や児童福祉団体によって拠出された資金により、3年間活動することを目的として設立された単独の事業体。本部はロンドンだが、地域的な偏りが出ないようスコットランドと北アイルランドにも政策コーディネーターを置いている。児童労働・少年司法など各分野の政策文書の作成に重点を置いており、1992年6月には条約に照らして法律・政策・実務をどのように変えていけばいいかについて地方自治体向けの指針も作成した。

*エクアドル 子どもと若者のためのNGOとPOP（大衆団体）のエクアドル常設フォーラム
1991年10月発足。100近くの団体が加盟しており、県・地方・全国それぞれのレベルで定期的なコーディネートが行なわれている。これまで、子どものための国内行動計画（子どものための世界サミットのフォローアップとして作られたもの）の作成に関与したり、子どもの権利条約に照らして国内の状況を点検した報告を作ったりしてきた。中道左派だった前政権時代に子どもに関する一連の法律が新しく誕生したのだが、7月の選挙で当選し

⇒ 今回の会議の事務局担当カントウェル氏 (DCU) と



た保守系のバジェン大統領はそれらの法律を無視しているとのこと、いまは新政権が法律を守るよう圧力をかけているとのことだ。

***ジャマイカ** 子どもの権利に関するジャマイカ連合

1989年11月発足。7組織からなっており、司法・法改正、通信、教育、障害者、青年、社会福祉の6委員会を置いて活動を行なっている。青年・地域開発省と継続的に連携をとっており、同省の大臣が子どものための世界サミットに出席する直前にNGOの立場からブリーフィングを行ったりと、政府に対する働きかけも活発である。

***スウェーデン** スウェーデン子ども条約グループ

国連で条約が採択された3年前の1985年に発足。BRIS (社会における子どもの権利)、OMEP (世界幼児教育機構)、レッダ・バルネン (スウェーデン・セーブ・ザ・チルドレン) など世界的に有名な8組織が中心となって構成されており、40以上の団体とネットワークを作っている。政府に対する影響力はきわめて強く、スウェーデン政府代表は条約の審議中からNGOの意見を取り入れつつ発言を行なったし、国連で条約が採択されたら政府が各団体からの意見を集めて政府文書として発表したりもした。

***チリ** 子どもの権利条約を支える全国グループ

1989年発足、37組織が加盟。4人いる副代表が、それぞれ国家机关との関係 (政府・少年判事・議会・各省庁)、マスメディア対策、NGOによる事業の調整、社会・政治組織との関係を担当している。同グループが呼びかけた「子どもの権利カーニバル」には1500人の子どもの参加、彼らが書いた600通の手紙はアルウィン大統領の名代に手渡された。

***ニカラガ** 全国子どもNGO連絡会
1992年発足、21組織が加盟。総会、執行委員会、5つの作業委員会が構成されている。同国は、15歳以下の人口が総人口の74%を超えるほど子ども

もの多い国。連絡会は子どもと若者を「2つの世代」と名づけ、彼らが自分たちの問題を解決できるようになるよう子どもたち自身が自発的に動きことの大切さを強調しながら活動を行なっている。

***ブラジル** 子どもと青少年の権利を防御するNGO常設フォーラム

1988年3月発足、30組織が加盟。1988年新憲法に子どもの権利に関する規定を盛りこむためのキャンペーン「子どもと憲法制定議会」が最終段階を迎えたところ、キャンペーンを新たな段階の「子ども——国家的優先」として進めるために設立された。「死の部隊」と称する民間武装団によってストリート・チルドレンが毎日4人の割合で殺されるという厳しい状況のなか、新しくできた「子ども・青少年法」を有効なものとするべく活動している (本誌第4号も参照)。

***フランス** 子どもの権利のためのフランス組織会議
1988年発足。ICCB (国際カトリック・チャイルド・ビューロー) が中心になって運営している連合体で、70近くの加盟組織を有する。当初は条約の国内の実施に中心を置いており、条約の採択後に設置した5つの委員会は、それぞれ「子どもの最善の利益」「都市生活に対する子どもの参加」「親から分離された子ども」「未成年の行為能力」「子どもの保護」に関するものだった。1991年になって、条約

の持つ国際的側面をおさなりにしてはならないとの意見が内部から出され、以下の6つの委員会に再構成している——「条約の国際的側面 (フランス国内の外国人の子ども、武力紛争・児童労働の問題など)」「子どもの個人的地位 (親子の利害対立など)」「子どもと環境」「司法手続における子ども」「子どもの参加」「子どもとメディア」。

こうしたNGOの連合体が各国から集まって協議をした結果、国内連合が国際的ネットワークを結ぶのはさまざまな意味で有効であるとの合意が見られ、「国内連合の国際的連合」の正式発足を目標に準備を進めていくことが決定した。今回の会議は1993年9月に予定されている。

日本のNGOとしても、必ずしも正式な形での連合体を結成することはないにしても、やはり国内連合的なものに向けての動きを作っていく必要がある。もっと情報交換や協議を密にして、おたがいにゆるやかな統一戦略を共有し、時々の緊急課題に応じて共同行動をしたり、あるいは各団体の個性や得意分野・優先順位などを視野に入れたが役割分担をしていったり、という活動の調整を行なうところまで進めていかなければならないのではない。今後の運動をますます力のあるものにしていくためにも、こうした方向での議論を行なっていくことが必要だと思う。

(平野裕二)

子どもの権利条約批准促進 にいがたの会

「子どもの権利条約批准促進にいがたの会」3回目の秋、新潟市中央公民館の一室。

「もうすぐ2周年だから総会をしないよね」「1年のまとめは出るけど、方向性がでないよね」「春の『コルチャック先生』の上映以降何もしていないけれど、入会はあるんだよね」

グループ 紹介

にいがたの会は子どもの権利条約の普及・学習、批准促進、子どもの権利の実態を調査するなどの目的をかかげ個人参加を原則として発足しました。批准促進決議を議会に要請し、50議会が決議をおけるなどの成果をおさめました。また、子どもも参加するイベントで権利条約をアピールしてきました。批准を前に次のステップが見えないでいます。

総会は11月28日、喜多明人先生の講演を中心に1年間の活動報告、ユニセフのビデオ『子どもの権利』の上映を行ないました。喜多先生の講演「これからどうする・こうする 子どもの権利条約」では、子どもの権利委員会の様子を含め、条約をめぐる世界的な動きや「発展途上国の子」と日本の子

どもはネガとポジの関係」や「条約の持つオリジナリティー」ということなど、これからの会の活動を考える上で大事な視点を伺うことができました。

条約が批准されたからといっても子どもの権利が無条件に守られるわけではなく、子どもに関わるさまざまな分野で子どもの権利を保障する「不断の努力」が必要となってきます。にいがたの会は「会」として子どもの現場を持っているわけではありませんから、権利条約の内実を保障していく実体になることは困難です。批准後、にいがたの会をどうするかについては今後、話し合いをしていかなければなりません。

批准後、「にいがたの会」が担っていくのは、条約と行政の関係を、子どもを含めた市民参加のなかでどうつくっていくかではないかと思っています。新潟市は市民運動の働きかけと参加で女性の行動計画、女性会議、女性センターをつくってきました。子どもの権利条約についても自治体の行動計画づくりへの働きかけなどでできればと思っています。新潟県の子どもの権利の具体的な把握が重要になってくると思います。

(にいがたの会事務局 竹内貴美)

あいち「子どもの権利条約」 ベスト・インタレストの会

わたくしたちの「会」は、名称からおわかりのように、子どもの「最善の利益」を守る視点に立って「ベスト・インタレストの会」と名づけられました。

この間いよいよ実感させられることは、この愛知県の教育行政が子どもにまことに冷たいということ。子どもに冷たい愛知県です。高校進学率は人為的に操作されて91%台に止められ、子ども病院も県はサボタージュ。管理主義教育はいわずもがなで、先日は県下の高校で、子どもたちが自主的に集めた署名用紙を学校側が「指導」の名目で裁断機にかけさせる事件があり、県民の批判の世論に遭いました。少しでも「いま」を生きている彼らの人権と利益を守るために「子どもの権利条約」の活用ができないか、「会」はいま話し合っています。

この間、「会」の運営は月例会(とくに隔月)の開催を中心に行なわれています。「子どもの権利からみた医療」「子どもの性と子どもの権利」など、例会はいろいろなテーマを企画し参加者の話し合いの場となっています。会員外のかたの参加も多く、先日は若い歯医者さんが子どもへの「強制治療」の実態を生々しく発言され、知られざる事実一同おどろかされました。子

どもの性の問題も、性教育にしても本当に子どもの権利の視点から考えられているでしょうか。先日は法女性学の専門家から話をききました。「不登校」の法律問題、これが2月の例会です。弁護士のかたに、いま子どもたち(と親)がどのような不利益を受けているのか、法律的・人権上の問題としていかに解決できるのか、法律相談的観点も重視して話し合いたいと、企画進行中です。日本の義務教育と学校がかかえる問題に、子どもの権利条約を活用すべきときでしょう。

「会」はいま、これまでの県下の教育運動や父母の運動のさまざまなとりくみをまとめ、また「冷たい」行政の対応の到達点・制度の現状などをまとめて「白書」づくりの準備にとりかかろうとしています。それは、間近にも予想される条約批准後の運動に役立てようとするものです。たいへんですが、例会活動とともにとりくみの柱にしてゆきたいと思っています。

大学生をはじめ(高校生も)、ぼちぼち参加も若い人が目立ってきました。彼らがこの「会」の運動の企画の中心になるような活動が必要だと痛感するこの頃です。世話人会の平均年齢を下げ、未来にはばたくような斬新な企画の主体を育てたいと思います。最後になりましたが、スベイン長期出張中の「会」代表、増山均からの情報も提供したく。では。

(鈴木 発)

「十校会」で感じたこと

12月23日、私は友人に頼まれて十校会という団体で子どもの権利条約について話してきました。十校会とは、私

・国立高校の生徒会役員たちが集まって、話せる高校生をめぐりて結成され、現在、私立武蔵高・東大附属高・都立芸術高が中心となって活動しています。当日は25人くらいの高校生ばかりが集まって（若干2名おじさんがいました）が発言しませんでした。活発に意見をかわしていました。

まずはじめに条文のコピーをくばり、それを各自で読んでもらってから重要な条文（12条など）を説明していきます。といっても私は自信のないところが多かったです。友人に補足してもらいながらすすめました。なんだかこんな人が話をしているのかという感じが、かえって素人っぽい人

がいいとむりにいわれたのです（言い訳っぽくなってしまいました）。

その後すぐに司会の人から「条約は必要か否か」を会場にいた人全員にたずねました。そのとき、ほとんど全員が「世界には必要だと思うけれど自分のいまの生活にはとくに必要ないと思う」と答えました。やはり校則などもそれほど厳しくなく、自分がそれほど束縛されているとは思っていないからでしょうか、事前の予想とおりの答えにあらためて驚きました。

しかし、このような答えはここだけではなくて多くのところで出されていると思います。近いうちに条約が批准されるのならば、そのような子どもの意識が条約の普及の妨げになることは間違いなく、なんだか悲しくなっていました。

その後、条約について全員で討論し、ものすごく活発に楽しく意見がかわされたのですが、「私はまだから条約が必要だと思う」とごく一部の人がいっているだけで、他の人たちがその人たちの意見を聞いてあらためて考え直すということがなかったような気がします。そういう意味でも今後の条約に対する子どもたちの意識をどのように変えていくか——とてもむずかしい問題だと思いました。

（和田洋子）



〈本の紹介〉

『君たち、子どもの権利——0歳から18歳までの権利条約を考える』

ヤコブレフ著／新読書社（13000円）

ロシアのサマンサ・スミス記念児童外交センター所長のヤコブレフが書いた子ども向けの権利条約解説書の翻訳。同氏は児童文学者として『ひねくれっこ天使』（宮川やすえ訳）など多数の作品もものしており、コルチャックの例なども出しながら権利条約の精神を子どもたちに語りかけている。伊集院俊隆・菊地嘉人共訳。

君たち、子どもの権利

0歳から18歳までの権利条約を考える
ヤコブレフ著 伊集院俊隆 菊地嘉人 共訳

新読書社

〈基本用語〉

●「締約国」＝権利条約を批准、または条約に加入した国のこと。「批准」とは「この条約を守り、その内容にあうように国内の法律や制度を改革します」と正式に宣言することで、「いづれ批准します」という意志を表明する手紙を「署名」という。この署名をやらずに批准と同じ趣旨の宣言を行なうことが「加入」なお、1月末日現在、締約国は127か国、署名国は133か国。

●「ヤヌシュ・コルチャック」＝ポーランドの小児科医・児童文学作家。早くから子どもの権利の確立を主張、孤児院を設立して献身的な活動を行なったが、ナチスの手によってガス室で処刑される。アンジェイ・ワイダ監督の「コルチャック先生」は、彼の生涯を描く映画。本誌45の「ポーランド訪問記」（喜多明人）も参照。

●「NGO」＝Non-Governmental Organization（非政府組織）の略。一般的には国際的な活動を行なっている非営利の民間団体を指すことが多い。国連は昔からNGOの果たす役割を重視しており、たくさんの方々の国際的NGOに経済社会理事会との協議資格を付与して協力関係を結んできている。日本からも、反差別国際運動（IMADR）が現在協議資格を申請しているところ。

●「国連人権センター」＝国連の人権活動の実務を取り仕切る部署で、人権関係の資料や教材を作成するほか、子どもの権利委員会をはじめとする各人権委員会の事務局も担当している。ただし、人権活動に割り当てられる予算は国連の総予算のわずか0.8%とさきわめて少ない。

会員の声

11月14・15日、私どもの少年少女愛知センターが子ども会・少年団のリーダー合宿を行いました。14には『ぞう列車がやってきた』の原作者・小出先生の記念講演をして、当時の子ども議会の取り組みの意味の大きさを、子どもへの権利条約とつながるものとして実感しました。15日には、子どもへの権利条約・学校5日制の二つのテーマ別交流会をして、子どもたちが意見交換できたことはとてもよかったと思います。今後、愛知に権利条約の輪を広げていきたいと思えます。ニュースレターの情報を楽しみにしています。

(愛知/岩崎)

事務局だより



*6号の事務局だより(金丸作文について)を読んでの感想です。親たちの反応が、新聞社に通報した犯人さがしという枝葉のことで終わってしまったということですが、そこに、いまの政治が変わらない原因があるのでは、と感じました。もっと、問題の根本を見つめて議論することが大切なのではないでしょうか。

(戸田真理子)

*運営委員会が事務的な話ばかりになってしまい、会員にとって魅力的な場になっていないという反省に立ち、2月から「例会」をスタートさせまし

た。権利条約に関する情報交換・意見交流のほか、その時々話題や研究報告の検討を行なっていく予定です。第1弾は、子どもへの権利委員会第3会期(1月10・29日)を傍聴してきた平野の帰国報告。4月からは毎月第1土曜日に定例化することが決定しています。関東近県のかたにしかご案内を差し上げるのができませんが、どうぞお気軽にご参加ください。なお、例会終了後には従来どおりの運営委員会も開かれます。

*例年どおり、5月5日(こどもの日)にはネットワーク主催のイベントを行ないます。場所や詳しい内容などはまだ未定ですが、日程を空けておいてくださるようお願いいたします。総会も同時に開催する予定です。

*前号の奥付で、18歳未満のかたの購読料を「2400円」と間違えて記載してしまいました。「2000円」です。訂正しておわびします。(平野裕二)

編集後記

◆子どもの権利委員会第3会期を傍聴してきました。ポリビア・スウェーデンをはじめとする6か国の報告が審査され、なかなか興味深い3週間でした。「The question is the results.」(問題は結果だ)と言い切ったハマーバーク委員の言葉が印象に残っています。法律が整備されているからよしとする日本政府はどのように答えるのでしょうか。◆それにしても、基本的には退屈な街であるジュネーブに3週間も滞在し、しかも昼間は国連職員食堂で何が何だかよくわからない物を食べ、夜はハンバーガーという生活をほぼ毎日続けていると、さすがに少し疲れました。◆食べ物はともかくとしても、英語の本を売っている本屋が少ないのがつらい。平野は本屋の書棚をぶらぶら探索するのが好きなのですが、フランス語だと手も足も出ません。帰国して神保町を歩き、ようやく生き返った心地になりました。(平野裕二/2月9日記)

「子どもの権利条約」№7

1993年1月15日号

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention

on the Rights of the Child

Minato-ku Kaigan 1-6-1-831

Tokyo 105, JAPAN

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/午前10時~午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 2,000円

定期購読 3,600円

★郵便振替 東京8-750150

★印刷 梅田企画

世界子供白書

THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN

1993



THE UNITED NATIONS CHILDREN'S FUND

〈本の紹介〉
ユニセフ「世界子供白書1993年版」
毎年出されているユニセフ「世界子供白書」の最新版。「怠慢の時代と配慮の時代」「コモンコース(大義)」「基本的ニーズのための運動」「幅広い背景」「軍備、債務、通商、援助」の4章からなり、世界の子どもの状況や各国の努力を伝える。付録についている世界サミットと権利条約の経過報告に関する表は有用。